

農地の貸付希望申し込みから貸借成立までの流れ

所有者等からの申込～募集

① 貸付にかかわる必要書類提出

貸付（耕作目的）を希望する農地について申込書を農業委員会窓口へ提出する。
【提出するもの】・農地貸付希望申込書・個人情報の取り扱いに関する同意書

② 農地借受希望者の公募

申込のあった農地は、現地確認後、掲載可能か判断したうえで「貸付を希望する農地」として情報を発信し、借受を希望する耕作者を探します。

（市ホームページ・周辺の耕作者等・農業委員会窓口等）

※市ホームページの情報：毎月1日（1日が閉庁日の場合は翌開庁日）更新

※貸借成立、申請者からの取下、現地の山林・原野化するまでは掲載継続されます。

耕作者は、対象農地の情報を確認したうえで借受希望する場合は「借受申出書」を農業委員会へ提出する

※農地を借受する際、耕作者は一定の要件を満たす必要があります。

所耕作者からの申出～貸借成立

③ 貸付希望者への意思確認

「借受申出書」の提出があったら申込者（所有者等）に、借受申出があった旨と申出内容をご連絡します。
複数の申出があった場合は、申出内容を確認し、申込者（所有者等）に借受者を決定していただきます。

④ 貸借契約

所有者等と耕作希望者の双方で合意がなされたら、農地の貸借契約を締結します。

※農地の貸借契約は原則として農地中間管理機構を活用していただきます。

※農地中間管理機構を活用する場合、契約期間は10年間となります。